

サイバーセキュリティ協議会について

サイバーセキュリティ分野における 従来の枠を超えた 情報共有・連携体制の構築・推進

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 基本戦略第 2 グループ 令和 2 年12月

サイバーセキュリティ協議会の概要

目的

我が国のサイバーセキュリティに対する脅威に積極的に対応する意思を有する多様な主体が相互に連携して、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行う

■ 主として、**脅威情報等の共有・分析、対策情報等の作出・共有等**を**迅速に**行う(原則システムを活用)

サイバーセキュリティ協議会(CS戦略本部長等により組織) タスクフォース(第一類構成員・第二類構成員) 作出した 一般の構成員 対策情報等 フィード バック の共有 バック 第二類 総会 第二類 第二類 第一類 第一類 全構成員により構成 (各構成員に1の議決権) ・総会は毎年開催 (電子的手段の開催も可) 確証を得ていない 第一類 ・規約の改正 等を実施 分析情報等を 第一類 提供し合う 運営委員会 政令指定法人 運営委員は、CS戦略本部長等 第二類 第二類 JPCERT/CC 構成員の入会の承認、除名 ・情報提供等協力の求め フィード バック バック 等に関することを担当 協議会事務局※ ※事務局の庶務はNISC基本戦略 2 Gが担当

協議会の特徴

- ①官民、業界といった従来の枠を越えたオールジャパンによる情報共有体制
- ②システムを用いて情報共有等を行う 「**バーチャル協議会**」
- ③直感的な違和感といった早期の段階からの情報提供、相談等を促進構成員には、法律に基づく守秘義務※、情報提供義務が適用 ※罰則付き
- ④ ギブアンドテイクルールを徹底し、 積極的な情報提供者へのメリットを

増加 ※積極的な情報提供に意欲と能力のある 構成員を「タスクフォース」としてグループ化

我が国のサイバーセキュリティを確保する観点から、

構成員になるためには、右の要件を満たし、 **運営委員会の承認を**得なければならない

(加入は任意)

申込みを行うことのできる者

- ◆国の関係行政機関 ◆地方公共団体 ◆重要インフラ事業者
- ◆サイバー関連事業者(主にセキュリティ関連事業者を想定)◆大学・教育研究機関等であり、協議会の活動に賛同する者(事業者の団体等も含む)
 - ※協議会の目的達成または活動に支障を生じるおそれがある場合は承認しない場合がある

協議会の運用状況

(平成31.4.1~)

(1)参加者の拡大

平成31年

4月1日:サイバーセキュリティ協議会を組織(平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法施行)

協議会規約の制定、第一期構成員の入会申込受付開始

令和元年

5月17日:第一期の構成員を決定(全91者)

5月下旬:協議会における情報共有活動を開始

10月24日:第二期の構成員を決定→第一期構成員を含め全155者

令和2年

6月5日: 第三期の構成員を決定→第一期及び第二期構成員を含め全225者

一覧は次頁参照

12月1日:第四期構成員の入会申込受付開始(12月1日~令和3年1月29日まで)

(今後の予定)

令和3年末:第五期構成員の入会申込受付開始(予定)

サイバーセキュリティ協議会構成員名簿(令和2年6月5日時点)

| 1 | | 国の関係行政機関の長等【75】 | | | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|--|--|---|-------------|--|
| | | | | 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター | 8 | 公正取引委員会委員長 | | 財務大臣 |
| | | | Ι' | (解析担当) | 9 | 国家公安委員会委員長 | 19 | 文部科学大臣 |
| | | | 2 | 内閣官房長官 | 10 | 個人情報保護委員会委員長 | | 厚生労働大臣 |
| | | | 3 | 情報通信技術(IT)政策担当大臣 | | カジノ管理委員会委員長 | | 農林水産大臣 |
| | (| | Ť | 東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会担 | | 金融庁長官 | | 経済産業大臣 |
| | (1) | 国の関係行政機関の長等【26】 | 4 | 当大臣(サイバーセキュリティ戦略本部に関する | | 消費者庁長官 | | 国土交通大臣 |
| | | | Ι' | 事務を担当する国務大臣) | | 復興庁統括官 | | 環境大臣 |
| | | | - | 内閣法制局長官 | 15 | 総務大臣 | | 防衛大臣 |
| | | | | | 10 | 法務大臣 | 20 | 日本銀行 |
| | | | 0 | 人事院総裁 | 10 | <u> </u> | 26 | 日本銀行 |
| ŀ | | | 1 | 宮内庁長官 | | | 0.5 | 1/妹) 口十兴华作明人 |
| | | | | (独)情報処理推進機構 | | (独)国立女性教育会館 | 35 | (独)日本学術振興会 |
| | | | 2 | (独)奄美群島振興開発基金 | 19 | (独)国立青少年教育振興機構 | | (独)日本芸術文化振興会 |
| | | | | (国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所 | | 国家公務員共済組合連合会 | | (独)日本高速道路保有・債務返済機構 |
| | | | | (国研)宇宙航空研究開発機構 | | (国研)産業技術総合研究所 | | (独)日本スポーツ振興センター |
| | | | | (国研)海上·港湾·航空技術研究所 | 22 | (独)自動車事故対策機構 | 39 | 日本年金機構 |
| | | | 6 | (| 23 | (独)住宅金融支援機構 | 40 | (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 |
| Į | | | | (独)環境再生保全機構 | 24 | (独)酒類総合研究所 | 41 | (独)農林水産消費安全技術センター |
| | (| | 8 | (独)勤労者退職金共済機構 | 25 | (国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構 | | (独)福祉医療機構 |
| | (2) | 独立行政法人等【49】(※3) | 9 | (独)経済産業研究所 | | (国研)森林研究・整備機構 | | (国研)物質・材料研究機構 |
| | | | 10 | (国研)建築研究所 | | (独)造幣局 | 44 | (国研)防災科学技術研究所 |
| | | | 11 | (独)高齡•障害•求職者雇用支援機構 | | (独)中小企業基盤整備機構 | 45 | (独)水資源機構 |
| | | | | (独)国際観光振興機構 | | (独)駐留軍等労働者労務管理機構 | 46 | (独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネット |
| | | | 13 | (独)国際協力機構 | 30 | (独)鉄道建設•運輸施設整備支援機構 | | ワーク支援機構 |
| | | | | (独)国際交流基金 | 31 | (独)統計センター | 47 | (国研)量子科学技術研究開発機構 |
| | | | 15 | THE STATE OF THE S | | (独)都市再生機構 | | (独)労働政策研究・研修機構 |
| | | | | (独)国立印刷局 | | (国研)土木研究所 | 49 | 【非公表】 |
| | | | | | | (国研)日本医療研究開発機構 | | |
| 2 | | 地方公共団体等【3】 | | 地方公共団体情報システム機構 | 2 | 地方税共同機構 | 3 | 宮城県サイバーセキュリティ協議会 |
| 3 | } | 重要社会基盤事業者等[50](※ | | 1 | _ | I | | I |
| | | | | (一社)ICT-ISAC | | 東日本電信電話(株) | | (一社)日本ケーブルテレビ連盟 |
| | | | | (株)インターネットイニシアティブ | 1 7 | 楽天モバイル(株) | 12 | 放送セプター事務局 |
| | 1 | | | | | | | |
| | | 情報通信【13】 | 3 | ソフトバンク(株) | 8 | KDDI(株) | | スカパーJSAT(株) |
| | | 情報通信【13】 | 3 | ソフトバンク(株) 西日本電信電話(株) | 8 | NTTコミュニケーションズ(株) | | スカパーJSAT(株) |
| | | 情報通信【13】 | 3 4 5 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) | 8 | | | スカパーJSAT(株) |
| ŀ | | 情報通信【13】 | 3 4 5 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) | 8 9 10 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ | 13 | スカパーJSAT(株) Japan Digital Design (株) |
| ŀ | | 情報通信【13】 | 3 4 5 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 | 8 9 10 5 | NTTコミュニケーションズ(株) | 13 | |
| - | 2 | | 3 4 5 1 2 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) | 9 10 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) | 13 | |
| - | 2 | | 3 4 5 1 2 3 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 | 8 9 10 5 6 7 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) | 13 | |
| • | 2 | | 3 4 5 1 2 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険 | 8 9 10 5 6 7 8 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) | 13 | |
| |) | 金融【10】 | 3 4 5 1 2 3 4 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険 協会) | 8 9 10 5 6 7 8 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) | 13 | |
| | ② | | 3 4 5 1 2 3 4 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険 協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) | 8 9 10 5 6 7 8 9 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) | 10 | Japan Digital Design(株) |
| - | 3 | 金融【10】 航空【1】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) | 8 9 10 5 6 7 8 9 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) | 10 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) |
| - |) | 金融【10】 航空【1】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) | 8 9 10 5 6 7 8 9 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) | 10 | Japan Digital Design(株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) |
| - | ③ ④ | 金融【10】 航空【1】 空港【9】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 3 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) | 8 9 10 5 6 7 8 9 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) | 10 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) |
| | ③ ④ ⑤ | 金融【10】 航空【1】 空港【9】 鉄道【1】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 3 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 | 8 9 10 5 6 7 8 9 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) | 10 | Japan Digital Design(株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) |
| | 3 4 5 6 | 金融【10】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 3 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC | 8 9 10 5 6 7 8 9 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) | 10 | Japan Digital Design(株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) |
| | ③ ④ ⑤ | 金融【10】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 3 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC (一社)日本ガス協会 | 8 9 10 5 6 7 8 9 4 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株) NTTドコモ (一社) 金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) 那覇空港ビルディング(株) | 7 8 9 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) 福岡国際空港(株) |
| | 3 4 5 6 7 | 金融【10】 航空【1】 空港【9】 鉄道【1】 電力【1】 ガス【1】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 3 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC (一社)日本ガス協会 (公社)日本医師会(医療セプター事務局) | 8 9 10 5 6 7 8 9 4 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) 那覇空港ビルディング(株) | 7 8 9 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) 福岡国際空港(株) (国研)国立精神・神経医療研究センター |
| | 3 4 5 6 | 金融【10】 航空【1】 空港【9】 鉄道【1】 電力【1】 ガス【1】 医療【6】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 2 3 1 1 1 1 1 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC (一社)日本ガス協会 (公社)日本医師会(医療セプター事務局) (国研)国立がん研究センター | 8 9 10 5 6 7 8 9 4 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株) NTTドコモ (一社) 金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) 那覇空港ビルディング(株) | 7 8 9 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) 福岡国際空港(株) |
| | 3 4 5 6 7 8 9 | 金融【10】 航空【1】 空港【9】 鉄道【1】 電力【1】 ガス【1】 医療【6】 水道【1】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 1 1 1 2 1 1 1 1 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC (一社)日本がス協会 (公社)日本医師会(医療セプター事務局) (国研)国立がん研究センター 水道セプター事務局((公社)日本水道協会) | 8 9 10 5 6 7 8 9 4 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) 那覇空港ビルディング(株) (国研)国立国際医療研究センター (国研)国立循環器病研究センター | 7 8 9 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) 福岡国際空港(株) (国研)国立精神・神経医療研究センター 社会保険診療報酬支払基金 |
| | 3 4 5 6 7 8 9 | 金融【10】 航空【1】 空港【9】 鉄道【1】 電力【1】 ガス【1】 医療【6】 水道【1】 物流【3】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC (一社)日本が入協会 (公社)日本医師会(医療セプター事務局) (国研)国立がん研究センター 水道セプター事務局((公社)日本水道協会) (一社)日本物流団体連合会 | 8 9 10 5 6 7 8 9 4 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) 那覇空港ビルディング(株) | 7 8 9 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) 福岡国際空港(株) (国研)国立精神・神経医療研究センター |
| | 3 4 5 6 7 8 9 | 金融【10】 航空【1】 空港【9】 鉄道【1】 電力【1】 ガス【1】 医療【6】 水道【1】 物流【3】 | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 2 3 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC (一社)日本がス協会 (公社)日本方ス協会 (公社)日本方ス協会 (公社)日本方の研究センター 水道セプター事務局((公社)日本水道協会) (国研)国立がん研究センター 水道セプター事務局((公社)日本水道協会) (一社)日本物流団体連合会 石油化学工業協会 | 8 9 10 5 6 7 8 9 4 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) 那覇空港ビルディング(株) (国研)国立国際医療研究センター (国研)国立循環器病研究センター | 7 8 9 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) 福岡国際空港(株) (国研)国立精神・神経医療研究センター 社会保険診療報酬支払基金 |
| | 3 4 5 6 7 8 9 | 金融[10] 航空[1] 空港[9] 鉄道[1] 電力[1] ガス[1] 医療[6] 水道[1] 物流[3] 化学[1] | 3 4 5 1 2 3 4 1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 西日本電信電話(株) 日本電信電話(株) 銀行等セプター事務局 証券セプター事務局(日本証券業協会) 生命保険セプター事務局 損害保険セプター事務局((一社)日本損害保険協会) 定期航空協会(航空セプター事務局) 空港・空港ビル協議会(空港セプター事務局) 関西エアポート(株) 新千歳空港ターミナルビルディング(株) (一社)日本鉄道電気技術協会 電力ISAC (一社)日本が入協会 (公社)日本医師会(医療セプター事務局) (国研)国立がん研究センター 水道セプター事務局((公社)日本水道協会) (一社)日本物流団体連合会 | 8 9 10 5 6 7 8 9 4 5 6 | NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (一社)金融ISAC 第一生命保険(株) 第一フロンティア生命保険(株) ネオファースト生命保険(株) auカブコム証券(株) 中部国際空港(株) 東京国際空港ターミナル(株) 那覇空港ビルディング(株) (国研)国立国際医療研究センター (国研)国立循環器病研究センター | 7 8 9 | Japan Digital Design (株) 成田国際空港(株) 日本空港ビルデング(株) 福岡国際空港(株) (国研)国立精神・神経医療研究センター 社会保険診療報酬支払基金 |

サイバーセキュリティ協議会構成員名簿(令和2年6月5日時点)

| | | 1 トレンドマイクロ(株) | 22 サイファーマ(株) 43 (株) プロット | | | | |
|---|----------------|----------------------|---|-------------------|--|--|--|
| | | 2 (一財)日本サイバー犯罪対策センター | 23 シスコシステムズ(同) 44 (株)ベルウクリエイティブ | | | | |
| | | 3 (株)ラック | 24 情報セキュリティ(株) 45 マクニカネットワークス(株) | | | | |
| | | 4 NTTセキュリティ・ジャパン(株) | 25 (株) セキサ 46 丸紅情報システムズ(株) | | | | |
| | | 5 日本電気(株) | 26 (株) セキュアベース 47 三菱電機インフォメーションシ | ノステムズ(株) | | | |
| | | 6 ネットワンシステムズ(株) | 27 (株) セキュリティア 48 三菱電機インフォメーションネ | トットワーク(株) | | | |
| | | 7 富士ソフト(株) | 28 (株)ソリトンシステムズ 49 ALSOK(綜合警備保障(株)) | | | | |
| | | 8 富士通(株) | 29 大日本印刷(株) 50 (株)Blue Planet-works | | | | |
| | | 9 三井物産セキュアディレクション(株) | 30 (株) デジタルハーツ 51 eGIS (株) | | | | |
| | | 10 (株)FFRI | 31 (株) 東芝 52 FCAサイバーセキュリティチ- | ーム | | | |
| 4 | サイバー関連事業者等[62] | 11 NRIセキュアテクノロジーズ(株) | 32 トラストウェーブジャパン(株) 53 ITbook(株) | | | | |
| | | 12 SOMPOリスクマネジメント(株) | 33 (特非)日本セキュリティ監査協会 54 i-3c(株) | | | | |
| | | 13 アクモス(株) | 34 日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ(株) 55 NECネッツエスアイ(株)(EO | SC) | | | |
| | | 14 (株)アズジェント | 35 (特非)日本ネットワークセキュリティ協会 56 (株)RSコネクト | | | | |
| | | 15 (株)アルファ・ウェーブ | 36 日本プルーフポイント(株) 57 SCSK(株) | | | | |
| | | 16 (株)イズム | 37 日本ユニシス(株) 58 Strategic Cyber Holdings LLC | C(CYBERGYM TOKYO) | | | |
| | | 17 ヴイエムウェア(株) | 38 (株) バルクホールディングス 59 TIS(株) | | | | |
| | | 18 ウイングアーク1st(株) | 39 (株)ファイブドライブ 60 (株)YONA | | | | |
| | | 19 (株)大塚商会 | 40 富士ゼロックス(株) 61 (株)ZenmuTech | | | | |
| | | 20 グーグル・クラウド・ジャパン(同) | 41 ブリッジシップ(株) 62 【非公表】 | | | | |
| | | 21 (株)ケイテック | 42 (株)ブロードバンドセキュリティ | | | | |
| | 教育研究機関等【11】 | 1 (国研)情報通信研究機構 | 5 (国研)理化学研究所 8 滋慶学園グループ | | | | |
| 5 | | 2 (国研)海洋研究開発機構 | 6 大学共同利用機関法人 9 (学)順正学園 9 (学)順正学園 | | | | |
| ١ | | 3 (独)国立高等専門学校機構 | ○ 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 10 (大)東京海洋大学 | | | | |
| | | 4 (国研)日本原子力研究開発機構 | 7 (公社)私立大学情報教育協会 11 (学)福岡大学 | | | | |
| | その他【24】 | 1 (一社)医療ISAC | 9 (一社)日本士業協会 17 三菱化工機(株) | | | | |
| | | 2 外国人技能実習機構 | 10 (株)日本製鋼所 18 三菱電機(株) | | | | |
| | | 3 (株)システムエンタープライズ | 11 (一財)日本品質保証機構 19 (株)ユーデンテクノ | | | | |
| 6 | | 4 情報システム監査(株) | 12 (一社) 日本防衛装備工業会 20 (株) Bloom | | | | |
| 0 | | 5 全国社会保険労務士会連合会 | 13 (株) 日立製作所 21 BOLDLY(株) | | | | |
| | | 6 千代田化工建設(株) | 14 古野電気(株) 22 (株)LIXIL | | | | |
| | | 7 (株)デンソー | 15 (公財)防衛基盤整備協会 23 (株)SUBARU | | | | |
| | | 8 (一社)日本航空宇宙工業会 | 16 (株) 三井E&Sホールディングス 24 【非公表】 | | | | |
| | 計 | 225 | | | | | |

^{※1} 構成員名及び区分等については、サイバーセキュリティ協議会加入申込書等に基づき、第一類、第二類、一般の構成員の順で五十音順等に基づき記載している。 タスクフォース構成員について、第一類は 、第二類は を参照。

^{※2} 協議会の事務局として内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)及び政令指定法人JPCERTコーディネーションセンターが務める。

^{※3} 独立行政法人及び指定法人の総数は1②以外の欄に記載されている10者を含め、計59者である。

^{※4「}重要社会基盤事業者等」欄において、複数の事業分野にまたがる重要社会基盤事業者等については、主たる事業分野で分類している。

(2)活用件数(令和2年3月31日時点)

■協議会に持ち込まれた攻撃活動の件数 全46件

- →対策情報等を広く公開等するに至ったものは13件(令和2年3月31日時点)
- ○昨年5月下旬に協議会における情報共有活動が開始されて以降、<u>これまで各組織に散らばって存在し、協議会がなければ早期に共有されることがなかったであろう機微な情報が、徐々に組織の壁を越えて共有され始めています</u>。
- ○令和2年3月末までの間に協議会に提供された攻撃活動の件数(注)は<u>46件</u>であり、これらはいずれも協議会がなければ早期に共有されることがなかった機微な情報です。
- ○このうち同日までに、協議会以外の場を含め、対策情報等を広く公開し、又は一定の範囲に限定して共有するに至ったものは<u>13件</u>でした。

(参考) 令和元年5月下旬~令和2年3月末 対策情報等を広く公開等するに至らなかった<u>33件</u>(=46件-13件)の内訳

| | / I JU/ (|
|--|-----------|
| (1)協議会における分析の結果、共有の必要性が低いと判断したもの | 2 7件 |
| (ア)協議会における分析の結果、既知の脅威であるなど、第三者にとって目新しい情報はないと判断したもの | 2件 |
| (イ)協議会における分析の結果、一過性の脅威とみられるなど、既に脅威度が低下していると判断したもの | 2 5 件 |
| (ウ)上記(ア)・(イ)以外の理由により、共有の必要性が低いと判断したもの | 0件 |
| (2) 共有の必要性が低いとは判断していないが、共有を断念したもの | 0件 |
| (ア) 共有することについて情報提供者等の了解が得られず、共有を断念したもの | 0件 |
| (イ) サンプル不足等により分析が行き詰まり、共有を断念したもの | 0件 |
| (ウ)上記(ア)・(イ)以外の理由により、共有を断念したもの | 0件 |
| (3)分析作業中のもの(令和2年3月31日時点) | 6件 |
| (合計) | 33件 |

<注1>「攻撃活動の件数」

- ○一般論として、情報提供の件数は「攻撃活動の数」「攻撃の種類の数」「被害報告の数」などのうち、何に着目してカウントするかによって数値が変化します。
- 〇例えば、ある攻撃グループが、1回の攻撃活動(例「2017年5月12日頃に広がったWannaCryによる一連の攻撃活動」)において、3種類のマルウェアを使用して、10組織を攻撃した場合、「攻撃活動の数」は1件、「攻撃の種類の数」は最大3件、「被害報告の数」は最大10件となります。
- ○この協議会では、その活動の目的に照らし、「攻撃活動の数」に着目して件数をカウントしています。したがって、ある構成員等から提供いただいた案件が、 他の構成員等から提供いただいた案件と重複・関連すると認められる場合には、併せて1件として計上することとしています。
- <注2>「協議会における分析の結果、一過性の脅威とみられるなど、既に脅威度が低下していると判断したもの」
 - ○例えば、「各組織の単独の分析では、当該攻撃が一過性のものか、まだ攻撃活動が継続しており他分野にも広がっているものかが判然としなかったが、協議会において各組織が持ちこんだ情報を横断的に照合・分析したことにより、当該攻撃の脅威度は既に低下していると判断できるようになったもの」などが挙げられます。
 - ○このように、各組織の単独の分析では判然としなかったものについて、協議会の場で専門機関同士が早期に情報を共有することができたからこそ、結果的に「既に脅威度が低下している」という判断を行うことができたものであり、このような情報共有活動を通じて、今後各組織の単独の分析では「打ち漏らしていた」おそれのあるものを未然に防止していくことが期待されるところです。
- <注3>上記件数に関して、具体的な攻撃の態様、時期、対策の手法などの情報は一切お答えできませんので、ご容赦ください。

(参考)活用事例① (令和2年11月30日時点)

(事例1)

G20大阪サミットが開催される直前に、協議会タスクフォースから第一類構成員を経由して、サミットの関係機関に対して、迅速に、サミットの運営上リスクとなりうる情報が提供された。

(事例2)

ある第一類構成員からの情報提供に対し、他の第一類構成員から、他の情報共有体制ではまだ共有されていない有益な情報が、極めて短時間のうちに追加で提供され、協議会タスクフォースから他の関係機関へ対策情報を提供するための分析の確度が急速に高まった。

(事例3)

・特定のネットワーク製品について、攻撃者によりリモートから任意のコード実行や認証情報等の機微な情報を窃取される可能性がある脆弱性が公開され、政令指定法人JPCERT/CC等が当該脆弱性に関する注意喚起を公開した。・その後、政令指定法人JPCERT/CCは、協議会タスクフォース(第一類グループ)に対して関連情報の照会を行ったところ、グループメンバーから当該脆弱性を悪用する攻撃活動について追加の情報提供を受けたので、当初、注意喚起を行った公開ルートにより追加の情報発信を行った。

(事例4)

国内で確認された標的型サイバー攻撃(注:1月下旬以降、関連する報道あり)について、昨年より一定の関係組織※から攻撃手法等に係る技術的な情報の提供を受け、既に分析、情報共有等を行った。

※なお、サイバーセキュリティ協議会は、罰則により担保された守秘義務等を適用することにより、事業者等の皆様が安心して相談等を行うことができるようにすることを目的として創設されたものであり、具体的にどの組織から情報提供を受けたか等については、情報提供者との信頼関係等の観点から、協議会側からは一切お答えできません。ご容赦ください。

(参考)活用事例② (令和2年11月30日時点)

(事例5)

- ・政令指定法人JPCERT/CCが、ある標的型攻撃が生じているという事実等を把握したが、攻撃活動が始まった初期の段階である可能性があり、国内への攻撃状況(どのくらいの組織が狙われているのか、いつから攻撃が発生しているのか、過去のどういった攻撃と関連があるのか等)について単独では分析を迅速に行うことができなかった。
- ・このため、緊急に協議会タスクフォース(第一類グループ)に相談を行い、グループメンバーから直ちに関連情報の提供を受けるとともに、ほぼ同時並行で第二類構成員及び一般の構成員に対し当該攻撃を受けたか否かの調査に資する情報といった対策情報を迅速に共有し、併せてフィードバックを任意の協力ベースで求めた。
- ・今回共有された対策情報は協議会以外の場では共有されていない独自の情報であったが、これらの対策情報が外部に漏えいすると攻撃者に対し対策の手の内を明らかにしてしまうおそれがあること等を考慮し、今回の情報共有範囲は原則として当初の情報提供者と協議会構成員に限定した。

(事例6)

- ・政令指定法人JPCERT/CCにおいて、新たな標的型 攻撃が生じている事実等を把握し、当該攻撃に関する 注意喚起を公開した。
- ・その後、政令指定法人JPCERT/CCは、本攻撃に関する分析等をさらに深めるため、協議会タスクフォース(第一類グループ)に相談を行ったところ、グループメンバーから当該攻撃に関する関連情報の提供を受けた。
- ・本標的型攻撃は、新型コロナウイルスに関連した ファイル名を用いるなど攻撃の手口等に変化が見られた。こうした刻々と変化している状況であったため、対策情報を迅速に共有し、当該攻撃の動向を把握する観点から、ほぼ同時並行で第二類構成員及び一般の構成員に対し共有し、併せてフィードバックを任意の協力ベースで求めた。
- ・<u>当該対策情報は未確証の情報を含む</u>ものであったため、今回の<u>情報共有範囲は協議会構成員及びその共助</u>対象組織に限定した。

(参考資料)

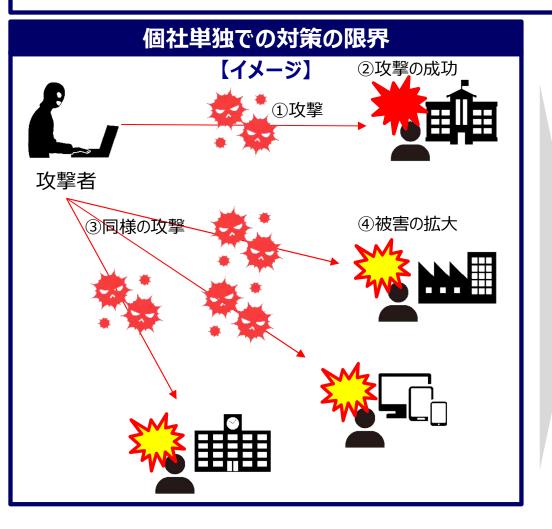
協議会創設の目的と協議会の基本的な枠組み

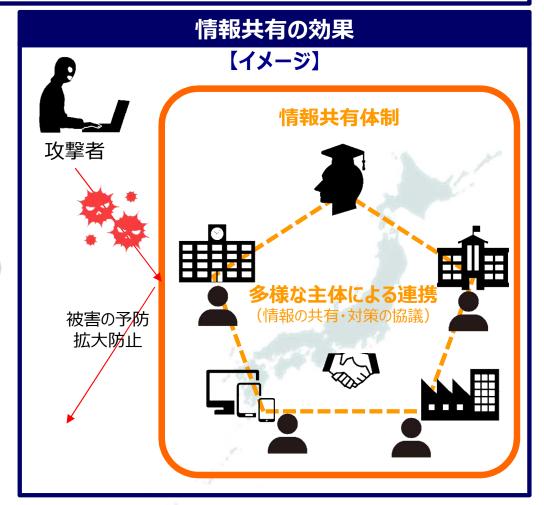
~安心して参加できる情報共有体制を目指して~

今回新たに創設したサイバーセキュリティ協議会では、これまでサイバーセキュリティ分野における既存の様々な情報共有体制において**活動の活性化を妨げていた要因**を洗い出し、これを**法律改正等によって改善を図る**ことにより、**既存の情報共有体制の活動を補完**し、これらと**有機的に連携**しつつ、従来の枠を超えた情報共有・連携体制を構築していくことを目標としています。

サイバーセキュリティに関する情報共有の効果とその重要性(単独で行う対策の限界)

- サイバーセキュリティの確保は、本来、各組織が自主的に取り組むべきもの
- しかし、サイバー攻撃の複雑化、巧妙化により、被害組織(被害組織から相談を受けるセキュリティベンダ・専門機関等を含む)が<u>単独で</u>有効な分析を行い、<u>確証をもって</u>効果的な対策を<u>迅速に</u>講じることに<u>限界</u>が生じてきている
- また、被害組織等から他の組織へ迅速な情報共有が行われなければ、攻撃手口や対策手法等を他組織が知ることができず、同様の手口によるサイバー攻撃の被害がいたずらに拡大するおそれ





(参考1) ランサムウェア「WannaCry」(ワナクライ)事案

~早期の段階における迅速な情報共有の必要性と課題~

事案の概要

平成29年5月、政府機関や病院、銀行、大手企業等のコンピュータが、マイクロソフト製品の脆弱性を悪用したランサムウェア(身代金要求型の不正プログラム)「WannaCry」(ワナクライ)に感染

海外:約150カ国以上で感染。英国の病院では診療・手術の中止等、業務に支障を及ぼす被害が発生

日本:自治体、鉄道、病院といった重要な機関を含む幅広い分野において被害が発生

H29.3月

H29.4月

H29.5月

3/15Microsoft製品の脆弱性修正プログラム公開

5/12(金) A社 システム異常 発生 **5/13(土)** A社 対策チー ム立ち上げ、状 況把握開始

5/15(月) A社がサイバー 攻撃を受けた旨 報道 **5/15 (月)** B市、C市、D 社にて感染確 認

5/17 (水) A社 復旧・ ニュースリリース

当時、被害拡大を防ぐために迅速な共有が必要であった情報は何か

- ◆修正プログラム未適用のPCは、起動した瞬間にネットワーク経由で感染し、ロックされるおそれ →各職員は出勤後、不用意にPCを起動してはならない。
 - この旨を、国内の各組織に、(職員出勤時刻までに)一刻も早く周知する必要があった。

当時の被害企業にとっての情報提供リスク

- ・個社単独では自らの分析内容に確証が持てない状況
- ・情報提供先の他組織で秘密の保持が十分に担保されていない

情報提供の結果、誤った情報が世間に漏れることで、

・責任追及を受けるリスク

1 5/16 (火)

E社感染確認

・風評被害を受けるリスク



(1)情報の取扱いに関するきめ細やかなルールの整備

協議会では、事業者等の皆様が**相談や情報提供を安心して**行うことができるよう、 **情報の取扱い**に関するきめ細やかなルールを整備しています。

事業者等の皆様が持ちうる懸念や不安

提供した情報が適切に取り扱われず、提供者名等が漏れてしまうおそれはないか。

任意の相談・情報提供は、 信頼する相手にしか見せたくない。

任意の相談をしたせいで、監督官庁等に 処分されてしまうおそれはないか。

情報提供した場合のメリットが分からない。

秘密とすべき情報を どのように扱えばいいかわからず不安がある。

協議会におけるルール整備(主なもの)

罰則※により担保された高度な守秘義務

※ 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 (平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法により措置)

活動の中核となる連絡調整事務は 政令指定法人JPCERT/CCが担当 (注)

「情報提供者は、情報の共有範囲を設定可」「当該共有範囲は、勝手に変更されない」

「情報提供者は、監督官庁等を情報の共有範囲から除外可」

「協議会から、対策手法の助言や周辺状況のフィードバックが得られる」

「事務局は提供する情報の秘密の範囲を明示」 「情報提供者は提供に際して秘密の有無を明示」 ※登録した事務従事者のみが秘密を取り扱う

(注)協議会における情報共有活動の核となる連絡調整事務を政令指定法人JPCERT/CCが担当することについて

情報共有体制の参加者が安心して情報共有活動を行うためには、その結節点となる連絡調整事務を誰が担うのかが重要な問題となります。具体的には、脅威の性質や潜在的な標的の種類等に応じて連絡調整の内容及び相手方を適切に選定し、迅速かつ的確に実施する必要があります。このような考え方を踏まえ、平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法に基づき、この分野における連絡調整事務について長年の経験・実績を有し、海外の専門機関との連絡調整を行う日本の窓口として国際的にも認知されている「一般社団法人JPCERT/CC」が政令で指定され、協議会の事務局として連絡調整事務を安定的・継続的に担当することとなりました。

協議会の事務局を務めるのは①内閣官房(NISC)と②前述の政令指定法人JPCERT/CCですが、このうち構成員等から提供されたインシデント情報等の内容を取扱うのは後者②の政令指定法人JPCERT/CCであり、前者①の協議会事務局としてのNISCは、構成員間で発生した紛争を法令に基づき裁定する必要がある場合等例外的なケースを除いては、インシデント情報等の内容には一切アクセスしないことになっています。

(2)協議会への参加に伴い発生する義務や負担の明確化

協議会への参加に伴い発生する**義務や負担は最小限のもの**にとどめるとともに、 協議会の規約等でそれらの**具体的範囲を明確化**しています。

事業者等の皆様が持ちうる懸念や不安

機微な情報を法的根拠なく提供すると、 他法に抵触するおそれがある。

情報提供義務が適用され、情報を何でも吸い上げられることにならないか。

あとで規約が改正されて、情報を 何でも吸い上げられることにならないか。

協議会に一度入ったら、もう脱会できなくなるのか。

会費等を求められるか。会議等で頻繁に出向く必要があるのか。

他の情報共有体制にも参加しており、 無駄な重複作業等が発生する。

協議会におけるルール整備(主なもの)

法律に規定された情報提供義務を創設

(平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法により措置)

情報提供義務の発動要件を「大規模な サイバー攻撃」「同意がある場合」等に限定※1

規約の改正は、総会(民間企業等を含む全構成員で構成)における多数決で決定

届出により、 いつでも協議会を脱退可

会費等は無料(国費で運営)。 また、できるだけリアルタイムでの情報共有を実現するため、 協議会は逐一対面で集まるのではなく、 政令指定法人が管理するシステム等を活用(総会等も同様)。

主要な情報共有体制は当初から協議会にご参加いただいているため、適切な連携※2が可能。

^{※1} 協議会が発信する情報は後述のタスクフォース起源が多くなると想定しており、一般の構成員からの情報提供がなければ協議会の運営が困難になるとは考えていません。 ただし、一般の構成員から(自組織で問題が生じた等により)強い守秘義務が確保される協議会に内々の相談が寄せられた場合には、事務局として親身に対応いたします。

(3)他の情報共有体制との関係

- 協議会は、既存の様々な情報共有体制において**活動の活性化を妨げていた要因**を洗い出し、これを**法律改正等によって改善を図ることにより、既存の情報共有体制の活動を補完**し、これらと**有機的に連携**しつつ、従来の枠を超えた情報共有・連携体制を構築していくことを目標としています。
- 主要な情報共有体制の多くは既に協議会に参加いただいています。協議会において作出された対策情報等は、本来はできるだけ多くの関係組織に共有され活用されることが望ましいとの考えに立ち、機微な情報を除いては他の情報共有体制においても展開可能(=配信ルートを協議会システムに限定しない)としているため、これらの情報共有体制に既にご参加いただいている主体は、必ずしも協議会に直接参加しなくても、協議会から発信される情報のうち機微なもの等を除いた一定の範囲のものを、これらの情報共有体制を経由して取得することができます。
- 逆に、他の情報共有体制の場で既に共有されている情報のコピーを重ねて協議会の場でも共有することは想定していません。協議会は、他の情報共有体制では拾えていなかった情報を早期に発見し共有したり、他の情報共有体制で既に共有されている情報を補完する機微な追加情報(被害発生業種など)を関係者を限定して共有すること等に主眼があり、真に有益で、他では得られない情報にしばりこんで共有を行っています。

※そもそも協議会は他の情報共有体制と比べ、①協議会の強い守秘義務等のルールを信頼して情報提供いただいた方の信頼を傷つけることがないよう、情報の共有の際には特に慎重な配慮が必要、②かなり早い段階から相談をいただくため、当初は断片的な情報が多く、関連情報の収集や分析を慎重に進めることが必要、といった特徴があり、現時点では、大量の情報を機械的に共有するような活動にはなっていません。

○ また、情報を任意にご提供いただく場合についても、基本的に、他の情報共有体制に対し既にご提供いただいた情報と同一の情報を 重ねて協議会に対してもご提供いただくよう協議会からお願いすることは想定していません。

【主要な情報共有体制の例】

- □ 早期警戒情報の提供システム「CISTA」(JPCERT/CC)
- □ 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」に基づく情報共有体制(NISC)
- □ サイバー情報共有イニシアティブ「J-CSIP」(IPA)
- □ 日本サイバー犯罪対策センター(JC3)による情報共有
- □ サイバーセキュリティ対処調整センター (NISC)
- 重要インフラ分野の各セプター、ISAC 等(民間事業者等)

(参考2) サイバーセキュリティ基本法 抜粋(義務規定)

- ◆ 守秘義務関係(第17条第4項、第38条)
- ✓ 第17条第4項

<u>協議会の事務に従事する者又は従事していた者</u>は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

✓ 第38条

第十七条第四項又は第三十一条第二項の規定<u>に違反した者は、一年以下の懲</u>役又は五十万円以下の罰金に処する。

◆ 情報提供義務関係(第17条第3項)

協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、<u>当</u>該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

(4) 核となる「タスクフォース」(TF) の結成 ~サイバーセキュリティのプロのニーズにも応え、対策情報の迅速な作出を実現~

- ○サイバー攻撃の複雑化、巧妙化により、プロのセキュリティベンダ・専門機関等でさえ、早いタイミングで、自社単独で有効な分析を 行い、確証をもって効果的な対策情報等を迅速に作出することには限界が生じてきています。
- ○本来は、プロ同士、もっと早いタイミングで、お互いに信頼し合って分析を提示し合い、答え合わせをすることができれば、確度の高い対策情報等をより迅速に作出し、国の行政機関、地方公共団体、重要社会基盤事業者等に対し、より早いタイミングで、有用な情報の共有が可能となるはずです。

専門機関・ベンダが直面する課題

まだ確証が得られていない分析内容等を自社 の外部に提供するのは難しい

貴重な情報を提供するのだから、 こちらから情報を出すばかりでは不公平

せっかく貴重な情報を提供したので、きちんとフィードバックが欲しい

協議会におけるルール整備(概要)

- ✓ 罰則により担保された強い守秘義務が適用されるという協議会の特徴を最大限に活かし、協議会内部に、高度な信頼関係を前提とする少数の有志による特別なタスクフォース(TF)を設置。
- ✓ TF参加者の中だけで、未確証の分析内容等、密度の濃い情報を相互に情報交換 (公的な取組としては、世界的に見てもほぼ前例なし)

TF内では、「ただ乗り」を防止し、 ギブアンドテイクの情報共有

TF内では、提供した情報に対し 必ずフィードバックを得られる仕組み

タスクフォース(TF)を中心に、**協議会発の対策情報等の迅速な作出、共有を実現**

(参考3) サイバーセキュリティ協議会の活動イメージ

第一類構成員等(第一類構成員及び政令指定法人) (主にセキュリティ専門機関・セキュリティベンダ等)

第二類構成員、一般の構成員 (主に国の行政機関、地方公共団体、重要インフス、教育研究機関、一般企業等)

- ①第一類構成員等は、マルウェア検体や、<u>自組織単独ではまだ確証を</u> <u>得るに至っていない</u>専門的な分析内容(マルウェアの挙動に関する分析 など)を、必要に応じて強い守秘義務をかけて内々に持ち寄り、 <u>お互いにフィードバックし合い</u>、分析の確度を急速に高め、端的で分かり やすい対策情報等(特定のパッチの適用など)をすみやかに他の構成員 に広く提供。
- ②第一類構成員等は、<u>まだ確証を得るに至っていない</u>対策情報等を、 第二類構成員(フィードバックについては積極的に貢献する意欲と能力 を有する有志の構成員)に対してのみ、必要に応じて 強い守秘義務をかけて内々に提供し、<u>そこから得られたフィードバックを</u> 参考に、更に分析の確度を急速に上げる。
 - ※第一類構成員にとっては、第二類構成員等からのフィードバックにより、当該サイバー攻撃が どの分野や地域に行われているかといった全体的な傾向等を早期に把握することが可能となる。
- ③第一類構成員等は、このほか、<mark>問題が生じている企業等からの内々の</mark> 相談にも丁寧に対応する</mark>ことで、社会全体として、今、何が起きているのか すばやく察知する機会を得ることができる。
- ※ 要件を満たし、希望すれば、専門機関やベンダ以外の主体も 第一類構成員となることが可能。
- ※ 第一類構成員となった後、求められる貢献をしない者は、その地位を維持できない。

①:対策情報 等の提供 (確度:高)

②:対策情報 等の提供 (確度:低)

②フィードバック

③-1:内々に 相談

③-2:内々に 助言

- ※ 協議会へのご参加は、あくまで各主体の任意のご判断
- ①一般の構成員及び第二類構成員は、 協議会から迅速に提供された、 確度の高い対策情報等を受領し、自らの組織の 対策に迅速に役立てる。

- ②これに加え、第二類構成員は、更に早い段階の対策情報等を受領することができる。 (ただし確度は十分でない。また、必要に応じて強い守秘義務が適用。) そして、これに対するフィードバックを行う。
- ③一般の構成員及び第二類構成員は、 自組織で問題が生じた場合は、 必要に応じて強い守秘義務をかけて 第一類構成員等に内々に相談(任意)し、 対策手法の助言や周辺状況のフィードバックを取得
 - %[いつもと何か違う…]といった、直感的な違和感が生じただけの<u>段階</u>でも、気軽に相談可能。
- ※ 国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ、教育研究 機関、一般企業等のいずれの主体であっても、要件を満たし、 希望すれば、第二類構成員となることが可能。
- ※ 第二類構成員となった後、求められる貢献をしない者は、その地位を維持できない。

タスクフォースを構成

【参考4】構成員の分類と、それらの相違点について

| 構 | 成員の | 役割 | 要件 | 義務の | の適用 | メリット |
|--------------------------------|------------|---|--|--------|---|---|
| | 分類 | | | 守秘義務 | 情報提供義務 | |
| が ※ 政令指 JPCER とともに | 類構成員G」 | 原則、 外資系法 (長年にわたり高) | 他の第一類に対する専門的な見地からのフィードバックに加え、自らも、自組織で収集・分析したオリジナル情報(まだ他には提供していないもの)を積極的に提供する意欲と能力を有すること オースには、 、人等は参加できない 度の信頼関係等を有す | (次頁参照) | 大規模サイバー 攻撃等に限らず、 専門的な見地からのフィードバック に加え、自らもオリ ジナル情報を提 供する義務が適 用 | ①他では得ることができない機微な情報を入手できる。 ②TFで入手した情報は自 5の顧客等のサイバーセ キュリティ確保のために活 用 することができる。 (②は第一類のみ認められる特例) |
| | 第二類 構成員 | 第一類構成員から共有 された対策情報等に対し てフィードバックを行い、 第一類構成員による対 第一類構成員による対 策情報等の 精度向上等に 積極的に協力する。 | 承認を得たものを除く) 第一類構成員Gからの対策情報等 に対して、 迅速にフィードバックを行 う こと (「来ている」「来ていない」「わから ない」といった端的なもので可) | (次頁参照) | 大規模サイバー 攻撃等に限らず、 端的なフィードバッ クを行う義務が適 用 | 一般の構成員より対策情報を早く受領するので、 早期に対策を行うことができる。 (ただし、確度が低いため、自己責任での判断となる。 一定の分析力や知見が必要。) |
| | 一般の 構成員 | 通常は、専らタスクフォースからの情報を受領し、自組織の対策に活用する。 ※例外的に、大規模なサイバー攻撃等の場合は、情報提供にも協力する | 協議会の目的及び活動内容に賛同すること等 | (次頁参照) | 大規模サイバー攻撃等の場合等限定的に適用基本的に第二類と同様の端的なフィードバックで可とする運用を想定 | タスクフォースが作出した対策情報等が得られるまた、直感的な違和感といった早期の段階であっても、希望すれば、守秘義務の下、安心して情報提供や相談を行うことが可。対策手法の助言や周辺状況のフィードバックが得られる。 |

【参考5】構成員の分類と、共有する情報のイメージ(典型例)

政令指定法人+第一類構成員に限定

攻撃キャンペーンの動向、攻撃の手口、マルウェアの情報やその解析結果(ハッシュ値、接続先情報や 具体的な挙動等)、踏み台サーバーの情報、攻撃対象業種等、様々な攻撃の痕跡を専門的に分析し、 対策情報を作出

※いずれも自組織で収集・分析したオリジナル情報、かつ未確定情報

・通常は、被害組織名等は伏せたうえで、原則秘密指定し、第一類グループ限定で共有する。



タスクフォース (TF) 構成員に限定 (=第二類構成員を含む)

接続先情報(未確定情報)

- ・通常は、秘密指定せずにTF限定で共有する。
- ・例外的に、接続先のドメイン名の中に被害組織名が類推され得る情報が含まれている場合等において、情報提供者の了解が得られた場合には、秘密指定して共有することがある。

このほか、

- ・攻撃の特定(ハッシュ値等)
- ・マルウエアの挙動の特徴
- ・攻撃に利用されている脆弱性の識別子
- ・攻撃に利用されている踏み台サーバーのURL などの様々な攻撃の痕跡や対策情報
- ※いずれもある程度精査されているものの、なお未確定 段階の情報

<u>被害発生業種等に関する情報</u> (未確定情報)

- ・通常は、秘密指定せずにTF限定で共有する。
- ・例外的に、当該業種に属する事業者数が少数である等、被害組織名が類推され得るおそれがある場合において、情報提供者の了解が得られた場合には、秘密指定して共有することがある。







全ての構成員(=一般の構成員を含む)

端的で分かりやすい対策情報(確定情報)

- ・通常は純粋な技術的情報であり、秘密指定せずに共有する。
- ※特定のパッチの適用の推奨、新種マルウェアのハッシュ値、接続先IPアドレスなど
- ・内容に応じて、公開したり、他の情報共有体制を通じて幅広く共有することがあるが、他方、当該対策情報が外部に漏洩すると攻撃者に対策の手の内を明らかにしてしまうおそれがある場合等においては、協議会構成員等に限定して共有することがある。

被害発生業種等に関する情報(確定情報)

- ・被害発生業種等は、通常はタスクフォースの内部のみで共有し、一般の構成員には共有しない。
- ・例外的に、当該情報を付加しなければ受け手が当該対策の緊急性等を理解できず、有効な対策を迅速に講じることが期待できない場合等において、情報提供者の了解が得られた場合には、必要に応じて秘密指定した上で、必要な範囲に限って共有することがある。

【参考6】協議会において共有される情報の内容について

協議会では、基本的に、被害を受けた組織の名称や被害内容は伏せた上で、 攻撃手法等に係る技術的な情報や対策情報を共有していくこととなります。

- サイバーセキュリティ協議会は、同様の手口によるサイバー攻撃の被害がいたずらに拡大することがないよう、既に被害を受けた組織の名称や被害内容(具体的にどのような情報が漏えいしたか等)は伏せた上で、攻撃手法に係る技術的な情報等を早期に共有していく場です。(やむを得ず、被害組織名が類推され得る情報等を共有せざるを得ない事情がある場合においては、情報提供者の了解を得ることを前提とした上で、原則として守秘義務を適用し、かつ、限られた範囲においてのみ共有することになります。)
- 原則として被害組織の名称や被害内容を共有しないこととしているのは、
- (1) 「同様の手口による被害の拡大を防ぐ」という観点からは、当該攻撃の技術的手法等を分析・共有し、同種の攻撃に備えることができるようにすれば十分であり、必ずしも、先行被害組織が具体的に誰であり、その攻撃によってその組織から具体的に何が漏えいしたのかまでを第三者間で一般的に共有する必要はないこと(※)、
- (2)対策を講じるうえで必要性の低い情報を(欲張って)付加しようとし、それに伴って、技術的情報の部分を含めた全体の共有範囲が狭くなってしまうと、より多くの組織に対策情報を共有し被害の拡大を防ぐ観点からかえって望ましくないことになること
- (3)任意でなされた情報提供に対し、被害組織の名称や被害内容の<mark>開示を無理に促すと、情報提供そのものの意欲を萎縮させるおそ</mark> れがあること、

といった理由によるものです。

※ 例えば、家屋の空き巣対策に関し、ピッキングに強いシリンダーが普及したことにより、建物への新たな侵入手法としてサムターン回しが出現した、といった場合には、新たな手口であるサムターン回しの技術的な対策情報や、一般的な対策方法を早期に共有できれば十分であり、サムターン回しで既に被害に遭った方が誰で、何を盗まれたかまで第三者間で共有する必要は無い、ということと同じです。この協議会は、既に被害を受けた組織に係る個別の事案対処を行うことを目的とする場ではなく、また、この協議会に事業者等の皆様が安心して相談等を行うことができるようにするためには、情報提供者の名称が外部に漏れることは、決してあってはならないことと考えます。

20

【参考7】一般の構成員の協議会への参加に関するメリット及び留意点について

| メリット | 留意点 |
|---|---|
| ●協議会ならではの、秘密を含む情報など機微な情報を受領し、自組織の対策に活用することが可能 ※機微な情報は構成員限り(転送禁止)として共有することがある。(【参考 5 】参照) >現時点の想定では、一般の構成員向けに協議会が発信する対策情報等のうち・5%程度=秘密を含む情報・25%程度=秘密は含まないが機微な情報であり原則として構成員(又はその受託者)限り(原則転送禁止)・70%程度=公開、又は他の情報共有体制においても展開可能といったイメージ。 | ●秘密を含む情報が共有されうることから、秘密の保持を確保するための環境整備等が求められる。 ⇒一般の構成員に対し、秘密を含む情報を頻繁に共有することは想定しておらず、また、予め構成員側で秘密を含む情報を受領しない設定を行うことも可能 |
| ●直感的な違和感といった早期の段階であっても、希望すれば、守秘義務の下、安心して情報提供や相談を行うことが可能。対策手法の助言や周辺状況のフィードバックが得られる。 ※協議会規約において、協議会タスクフォースから情報の原提供者へのフィードバック情報の提供に関する規定を明文化 ※協議会は、非構成員からも相談を受け付けるが、複数から相談を受けるなど業務がひっ迫している場合には、構成員からの相談を優先 | ◆大規模サイバー攻撃の場合等、限定した形で情報提供を求められる。 ⇒情報提供としては、攻撃が「来ている」「来ていない」「分からない」といった端的なもので可能 ⇒原則として、夜間・休日の対応を求めるものではない。 |